

2026年4月1日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに
会社法施行規則第209条に定める書面)

兵庫県尼崎市西向島町111-4
関通ホールディングス株式会社
代表取締役 達城 利卓

兵庫県尼崎市西向島町111-4
Cyber Governance Lab 株式会社
代表取締役 達城 利元

関通ホールディングス株式会社(旧株式会社関通、2026年4月1日商号変更。以下「分割会社」といいます。)は、2026年2月13日付の分割計画書に基づき、2026年4月1日を効力発生日(以下「効力発生日」といいます。)として、分割会社のサイバーセキュリティコンサルティング事業(以下「本事業」といいます。)に関する権利義務を、新たに設立したCyber Governance Lab株式会社(以下「新設会社」といいます。)に承継させる新設分割(以下「本新設分割」といいます。)を実施いたしました。

本新設分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に定める事項は以下のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日(会社法施行規則第209条第1号)
本新設分割は、2026年4月1日に効力を生じました。
2. 分割会社における法定手続の経過
 - (1) 新設分割の差止請求手続(会社法施行規則第209条第2号)
本新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、会社法第805条の2但書の規定により、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続(会社法施行規則第209条第3号)
本新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、会社法第806条第1項第2号の規定により、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続の経過(会社法施行規則第209条第3号)
分割会社は、会社法第808条第1項第2号の新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者異議手続の経過(会社法施行規則第209条第3号)
分割会社は、新設会社への債務の承継を重疊的債務引受の方法により行っているため、会社法第810条の規定による手続は行っておりません。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設会社は、効力発生日をもって、分割会社より、本新設分割計画書に記載された本事業に関する資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を、同計画に従い承継いたしました。

4. その他新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上